

第71回文化財防火デーの実施

予防課

昭和24年1月26日、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺金堂の壁画が焼損しました。このような被害から文化財を守るとともに、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るため、昭和30年から、消防庁と文化庁の共同主唱により、法隆寺金堂が焼損した1月26日を「文化財防火デー」と定めて、文化財防火運動を全国で展開しています。

本年実施された第71回文化財防火デーにおいて消防庁では、大本山護国寺（東京都文京区）及び善光寺（長野県長野市）で行われた訓練において、文化財建造物等での自衛消防組織等による防火態勢の確認をするとともに、消防隊による救助活動や消火活動の様子を視察しました。

全国で消防訓練を実施いただいた文化財関係者及び消防関係者に感謝いたしますとともに、引き続き文化財の防火対策についてご協力をお願いいたします。

文化財における火災予防のポイント

「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（文化庁）において以下の留意点が示されています。

- 火災の早期覚知のための警報設備等の充実や、初期消火対策、延焼防止対策の充実のための設備の点検や見直しを行うこと。
- 電気設備について点検表を策定し、電気火災防止に関する点検を実施することや、カーテン、絨毯、その他の物品（障子紙、襖紙等）について文化財的価値に支障がない範囲で、防災性能を有するものへ変更することなどにより、出火防止対策を徹底すること。
- スプリンクラー設備等の自動消火設備を設置することや、それが困難な場合には屋内消火栓設備等を用いた迅速な消火活動の実施可能性を定期的に訓練等を行うことで確認すること、さらにこれらが困難な場合には設備の強化や人的体制を見直すこと等により、初期消火対策を強化すること。
- 夜間等の対応者が少ない状況下においても確実に初期消火が実施できるように訓練を実施すること。
- 所有者等以外の者が通常の利用方法と異なる方法で利用を行う場合において、出火防止対策や初期消火対策を所有者と確認すること。



大本山護国寺（東京都文京区）での訓練の風景



池田消防庁長官による講評



善光寺（長野県長野市）での訓練の風景



鳥井消防庁審議官による講評

問合せ先

消防庁予防課予防係 泉、高木
TEL：03-5253-7523